

各支部活動報告

1. 前橋(岡 努)

前橋支部の主な受注先は、前橋土木事務所である。令和3年度の受託件数は、前年度並みの件数であり、社会資本総合整備用地事業に関する所有権移転登記が主な案件であった。

事件数は少ないが、各会員への配分については公平になるよう配慮して行った。

令和4年度も前橋土木事務所等受注先と良好な関係を維持しながら、受託の増加に努めたい。

2. 伊勢崎・佐波(細谷康夫)

伊勢崎・佐波支部では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、活動の縮小を余儀なくされました。そのような状況の中で今年度も同支部の司法書士と土地家屋調査士の公共嘱託社員で構成される伊勢崎佐波公共嘱託登記受託団としてできる活動を模索してきました。

受託事件の大部分は、伊勢崎土木事務所からのものであり、これらの事件は、同事務所の職員から構成員名簿に基づき順次依頼されてきました。

その他、直接に受託団あての依頼がある場合には、司法書士分については、当職から各団員に順次依頼することになっていますが、昨年度に続き今年度も依頼件数はなかったが、今年度も受注先の群馬県伊勢崎土木事務所と良好な関係を維持し公嘱事件に繋がるよう努力したい。

3. 桐生(川井孝之)

桐生支部の主な受注先は桐生土木事務所である。今年度は前年度同様、道路用地のほか河川・砂防用地買収事業などに関して所有権移転登記を行った。

社員への分配は桐生土木事務所が社員名簿登載順に適宜行っている。

桐生土木事務所の担当者が今年度で退職になったので、新しい担当者とも引き続き良好な関係を保ち、今後も安定した受注を目指したい。

4. 太田(佐藤真人)

令和3年2月1日から令和4年1月末日までの総受託件数は141件で、前年度の167件からやや減少した。なお、すべて太田市役所建築指導課からの依頼である。

5. 高 崎（脇野孝一）

前年同様、高崎土木事務所からの受注が主であった。案件数は241件（物件数ベース）で昨年より30件増加した。

例年通り、多くの案件は土木事務所⇒土地家屋調査士⇒司法書士という依頼の流れになっており、1会員辺りの受任件数（依頼数ベース）は、年に1・2回程度に留まる。

6. 藤岡・多野（上原大介）

藤岡多野支部の公共嘱託登記の継続的受注先は藤岡土木事務所であり、令和3年度は、国土交通省による神流川流域の治水（防災）事業、群馬県による前橋長瀬線の道路拡幅（社会資本整備）事業に伴う嘱託登記などを受託した。

受託件数は、前年度に比べ若干増加した。藤岡土木事務所によれば、前橋長瀬線拡幅事業に起因するということである。

社員への配分は、藤岡土木事務所の担当者に公平な配分となるように依頼している。

7. 富岡・甘楽（清水博文）

公共嘱託登記は今年度も主に富岡土木事務所からの受注でした。

受注件数としては、前年度より増加した。

富岡土木事務所からは、令和4年2月末日現在で、富岡市においては道路事業が11件、河川事業が11件、砂防事業が17件、急傾斜事業が21件で小計60件。

甘楽町においては道路事業が11件で小計11件。

下仁田町においては道路事業が17件、河川事業が16件、砂防事業が25件、急傾斜事業が12件で小計70件。

南牧村においては道路事業が12件、河川事業が3件、急傾斜事業が4件で小計19件。総合計160件の受注を受けた。

これまでと同様、受注先と良好な関係を維持し、受託につながるよう努力したい。

8. 安 中（松岡将之）

前年同様、安中土木事務所からの受託が主である。

令和3年度受託件数は40件で、会員への配分は、土木事務所の職員が名簿に基づき順次委託している。この内訳は、西毛広域幹線道の関係とその他一般の道路整備事業であった。

9. 利根・沼田（藤井禎之）

公共嘱託登記は今年度も主に沼田土木事務所からの受注でした。

今年度は沼田土木事務所から所有権移転登記等を合計 149 件受注しており、前年度と比較して 4 件増加した。主な案件は、社会資本総合整備事業、道路改築事業及び砂防事業でした。

今後も沼田土木事務所等と良好な関係を維持しながら、受託につながるよう努力していきたい。

10. 吾妻（田中 智）

毎年、中之条土木事務所と上信自動車道建設事務所からの依頼が主であり、同事務所の職員が各会員に直接依頼する方法をとっているが、できるだけ各会員に公平に依頼するようお願いしている。

なお、受託件数を完全に把握できていないが、前年とほぼ同数のようである。

11. 渋川・北群馬（木村由紀夫）

当支部の本年度の受託先は渋川土木事務所が主である。同所以外では中部農業事務所からの依頼が 1 件あったのみである。

案件の内容は道路や堰堤等公共施設の用地の取得に伴う所有権移転登記（及び付随する相続登記、所有権登記名義人住所変更登記、所有権保存登記等）である。

当支部では案件は理事を経由し、理事から担当する会員へ分配する。分配は会員名簿順を原則とし公平に行った。

12. 館林・邑楽（松本貴之）

館林支部においては、依頼のあった官庁は館林土木事務所が主です。

支部では正確な件数は把握しておりません。土地家屋調査士の先生と土木事務所との打ち合わせが中心のようです。

司法書士に依頼が来る内容は、ほとんどが、道路拡張で分筆してからの所有権移転の内容です。

土地家屋調査士の先生と土木事務所との打ち合わせの段階で所有権移転を依頼する司法書士が指定されることが多いようです。

長い間このやり方でやっているようです。支部として積極的にかかわることは少ない現状です。